

町民の皆さまへのお願いについて

令和3年2月26日
印南町新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 印南町長 日裏 勝己

令和3年2月26日、政府新型コロナウイルス感染症対策本部において、当該ウイルスの全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがあるとして、発出された緊急事態宣言措置の対象区域及び期間の変更、また基本的対象方針が変更されました。

本県においても、年末年始から増加傾向であった感染者数も、最近では落ち着く状況ではあるものの、未だ予断を許さない状況であります。

これらの状況を踏まえ、和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（和歌山県知事）から県民の皆様や事業者の皆様に必要な協力要請がありました。

このことを受け、印南町新型コロナウイルス感染症対策本部として、町民の皆様に感染予防、感染拡大防止に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

皆さま一人ひとりの行動が、ご自身はもとより、ご家族や周りの人の命を守ることになりますので、感染予防及び感染拡大防止への取り組みとして、今後も引き続き取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

町民みんなで力を合わせ、「オール印南」でこの事態を乗り切りましょう。

緊急事態措置の実施期間	緊急事態措置の対象区域
令和3年2月28日（日）まで	岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県
令和3年3月7日（日）まで	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県

《町民のみなさまへ》

◆緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控える

- 緊急事態宣言が解除されるまでの間、緊急事態宣言対象区域への不要不急の往来は控えてください。なお、通勤や通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために外出が必要な場合は、基本的な感染対策（マスク着用、手洗い等）を徹底してください。

【※対象区域】

- ◆岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県（2月28日まで）
- ◆埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県（3月7日まで）

◆京都府・大阪府・兵庫県への不要不急の外出は控える

- 京都府、大阪府、兵庫県では引き続き、各府県民に不要不急の外出自粛を要請していることから、3府県への不要不急の外出は、当面の間、控えるようお願いいたします。通勤や通学等で出かける場合は、基本的な感染症対策を徹底してください。

◆特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴った飲食をしない

- ・ 緊急事態宣言が出されている地域以外でも、感染が拡大している地域にお出かけの際は、基本的な感染対策を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控えてください。

◆遅くまで集団で会食・宿泊をしない

- ・ 友人や知人と夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊をして感染するケースも見受けられます。そのような行動は控えてください。

◆在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の取組をすすめる

- ・ 事業者の皆様におかれましては、在宅勤務や時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組をすすめるようにお願いします。

◆高齢者は、カラオケ、ダンスなどの大規模な催しへの参加を控える

- ・ 高齢者がカラオケなどの催しに参加したことで感染したと疑われる事例が見受けられます。感染によって重症化しやすい高齢者の皆さまは、マスクを着用しないまま長時間の接触機会や、感染対策がしっかりと取られていない場所への参加をお控えください。

◆医療、福祉施設の職員は家族以外との会食を控える

- ・ 会食などに参加したことで感染する事例が見受けられます。特に医療機関や福祉施設の職員は、基礎疾患を抱える方や高齢者など感染により重症化しやすい方々との接触の機会が多くなるため、ウイルスを持ち込むことがないように当面の間、感染リスクの高い長時間の飲酒を伴う家族以外との会食等を控えてください。

◆症状が出れば通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

- ・ 発熱や倦怠感などの症状があるにも関わらず出勤し、周りに感染を拡げてしまったケースが多く見受けられます。これまでも繰り返しお願いしてきたところですが、軽微な症状であっても放置することなく、かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談して下さい。なお、かかりつけ医がなく、どこを受診すればよいかわからない場合は、受診相談窓口（御坊保健所・和歌山県コールセンター）に相談してください。

◆事業所では発熱チェック

- ・ 事業所においても従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応をお願いします。

◆医療機関、福祉施設サービスは特に注意

- ・ 医療機関や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意してください。また、訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、御自身での感染症対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

◆各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・ 各事業所において、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守するようにお願いしています。また、感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。

◆職場内でもマスクの着用を徹底する

- ・ 県内事業所において、執務中にマスクを着用せず会話をしたことが要因と疑われるクラスターが発生しました。職場では、会議だけでなく長時間にわたり同じ空間を共にすることから、マスクの着用や手指消毒、さらにドアノブ、手すり等の共用部分の消毒、定期的な換気等の感染対策も徹底してください。

◆濃厚接触者は陰性でもさらに注意

- ・ 本県では濃厚接触者の早期発見、早期 PCR 検査を実施しています。そのため、濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースが見受けられます。濃厚接触者の方は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、他の人との接触を避けることを守ってください。

◆医療機関は、まずコロナを疑う

- ・ 医療機関、特にクリニックの皆さまには、咳や微熱等、軽微な症状であっても、まずは新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いします。

町民一人ひとりがご協力のお願いの趣旨についてご理解頂き、感染症対策に取り組んで頂くことが重要です。

感染の拡大の防止するためには、町民の皆さま一人ひとりの行動が極めて重要であり、「マスクの着用や咳エチケット、手洗い」など、基本的な感染症対策に引き続き努めて頂くことをお願い申し上げます。

町民みんなで力を合わせ、「オール印南」でこの事態を乗り切りましょう。

【相談窓口連絡先】

相談先	受付時間	連絡先
御坊保健所	9:00～17:45 (平日のみ)	【TEL】 0738-22-3481 【FAX】 0738-23-3004
和歌山県コールセンター	24 時間対応 (土・日・祝含む)	【TEL】 073-441-2170 【FAX】 073-431-1800